

# 事務組合費および手数料規約

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合定款15条の規定にもとづいて徴収する事務組合費、手数料の額はこの規約の定めるところによる。

2 事務組合費は事務組合を運営する費用であり、消費税の非課税扱いとして処理する。

3 手数料は受益者負担としての徴収経費であり、消費税の課税扱いとして処理する。

(事務組合費)

第2条 労働保険事務組合及び福利厚生事務組合に事務の委託を行なっている組合員又は総合委託、個別委託を行なっている組合員の組合費をいう。

(手 数 料)

第3条 手数料とは、経理、賃金計算その他機械で行なう計算事務、各種行政事務手続の書類作成提出の事務手続とこれに付帯するものに対する事務手数料をいう。

(事務組合費、手数料の徴収)

第4条 事務組合費は毎月末日までに本組合に納入するものとする。

2 手数料は委託をうけた計算事務及び事務手続きが終了したときに定められた納期日までに本組合に納入しなければならない。

## 第2章 事 務 組 合 費

(労働保険事務組合費)

第5条 本組合に労働保険の事務を委託している組合員については、別表1に定める組合費を徴収する。

(労働保険事務組合費の徴収)

第6条 労働保険事務組合費は毎月末日までに本組合に納入するものとする。

(福利厚生事務組合費)

第7条 本組合に社会保険および建設業退職金共済の事務を委託している組合員については、別表2に定める組合費を徴収する。

(福利厚生事務組合費の徴収)

第8条 福利厚生事務組合費は毎月末日までに本組合に納入するものとする。

### 第3章 員外委託事務組合費

(総合委託)

第9条 組合員外で本組合に労働保険、社会保険、建設業退職金共済の事務を委託したものについては、別表3の組合費を徴収する。

(総合委託の組合費の徴収)

第10条 総合委託組合費は原則として年1回徴収とし、毎年4月末日までに本組合に納入するものとする。

2 委託した者の申出がある場合は、12回以内に分割して納入することができる。

(労働保険、社会保険、建設業退職共済の個別及び複数の委託組合費)

第11条 組合員外で本組合に労働保険、社会保険、建設業退職金共済を個別並びに複数の組合せで、委託したものについては別表4の組合費を徴収する。

(個別及び複数委託組合費の徴収)

第12条 個別及び複数委託組合費は毎月末日までに本組合に納入するものとする。

2 委託した者の申出がある場合は、12回以内に分割して納入することができる。

3 員外委託事務組合費は、個別及び複数委託組合費であっても、受益者負担として、消費税の課税扱いとして処理する。

### 第4章 労務管理計画作成手数料

(労働管理手数料)

第13条 労務管理に関する計画作成の委託したものについては、その内容に応じ別表5の手数料の範囲で徴収する。

(労務管理手数料の徴収)

第14条 労務管理手数料は、委託の事務が終了したときに指定した納期日までに本組合に納入しなければならない。

### 第5章 一般事務届出の手数料

(一般書類の作成届出等手数料)

第15条 各種許可申請、届出及び備付書類等について組合員及び組合員外から個別に委託された書類の作成、届出等手続きの委託したものについてはその内容に応じ別表6の手数料の範囲で徴収する。

(一般書類の作成、届出等手数料の徴収)

第16条 一般書類の作成届出等手数料は書類の作成、届出が終了したとき、指定した納期日までに本組合に納入しなければならない。

## 第6章 計算機械使用料

(賃金計算事務)

第17条 組合員が組合員の従業員の賃金計算を委託したときは、別表7の手数料を徴収する。

第18条 組合員外がその従業員の賃金計算を委託したときは、別表7の手数料にその2割を加算した額を手数料として徴収する。

(経理計算事務)

第19条 組合員が経理計算を委託したときは、別表8の手数料を徴収する。

第20条 組合員外が経理計算を委託したときは、別表8の手数料にその2割を加算した額を手数料として徴収する。

## 第7章 規約にない手数料

(拠出金及び規約にない手数料、使用料)

第21条 この規約に定めのない手数料については理事会の議を経て定める。

- 2 事務組合は協同組合と協力して運営を円滑に行なうために、協同組合に対して拠出金を支払うことができる。拠出金の額は、理事会において決定する。

## 第8章 旅費・日当

(旅費、日当)

第22条 実地調査及び行政機関等との協議、作成した書類の提出などで出張する場合の旅費、日当については、組合の旅費規程を準用して請求する。

- 2 前項に関する報酬は、1日の上限15,000円の範囲で決める。

## 付 則

- 1 この規程は、平成6年1月6日実施する。
- 2 この規程は、平成12年5月29日一部改正実施する。
- 3 この規約は、平成16年1月27日一部改正し、平成16年4月1日より実施する。

- 4 この規約は、平成17年4月1日一部改正し、実施する。
- 5 この規約は、平成18年2月1日一部改正し、実施する。
- 6 この規約は、平成18年4月1日一部改正し、実施する。
- 7 この規約は、平成20年5月1日一部改正し、実施する。
- 8 この規約は、平成20年7月17日一部改正し、実施する。
- 9 この規約は、平成26年4月17日一部改正し、実施する。
- 10 この規約は、平成28年1月25日一部改正し、実施する。
- 11 この規約は、平成28年3月22日一部改正し、実施する。
- 12 この規約は、平成29年7月4日一部改正し、実施する。

別表1 労働保険事務組合費

従業員	労働保険		従業員	労働保険	
	一般(一元)	建、農(二元)		一般(一元)	建、農(二元)
1名	500円	1,000円	81～100名	5,000円	10,000円
2～4名	1,000円	2,000円	101～150名	5,500円	11,000円
5～10名	1,500円	3,000円	151～200名	6,000円	12,000円
11～15名	2,000円	4,000円	201～300名	6,500円	13,000円
16～20名	2,500円	5,000円	301～400名	7,000円	14,000円
21～25名	3,000円	6,000円	401～500名	7,500円	15,000円
26～30名	3,500円	7,000円	501～700名	8,000円	16,000円
31～50名	4,000円	8,000円	701～1,000名	10,000円	20,000円
51～80名	4,500円	9,000円			

別表2 福利厚生事務組合費

従業員	社会保険	建退共	従業員	社会保険	建退共
1名	1,000円	1,000円	81～100名	13,000円	13,000円
2～4名	2,000円	2,000円	101～150名	15,000円	15,000円
5～10名	3,000円	3,000円	151～200名	17,000円	17,000円
11～15名	5,000円	5,000円	201～300名	18,000円	18,000円
16～20名	6,000円	6,000円	301～400名	20,000円	20,000円
21～25名	7,000円	7,000円	401～500名	30,000円	30,000円
26～30名	8,000円	8,000円	501～700名	40,000円	40,000円
31～50名	10,000円	10,000円	701～1,000名	50,000円	50,000円
51～80名	12,000円	12,000円			

別表3 (第9条関係・員外委託)

## 1. 労働保険

従業員数	(一元)	(二元)	従業員数	(一元)	(二元)
1名	20,000円	40,000円	51～80名	100,000円	200,000円
2～4	30,000	60,000	81～100	110,000	220,000
5～10	40,000	80,000	101～150	120,000	240,000
11～15	50,000	100,000	151～200	130,000	260,000
16～20	60,000	120,000	201～300	140,000	280,000
21～25	70,000	140,000	301～500	150,000	300,000
26～30	80,000	160,000	501～700	170,000	340,000
31～50	90,000	180,000	701～1,000	200,000	400,000

2. 社会保険

従業員数	金額	従業員数	金額
1 名	40,000 円	51～80 名	270,000 円
2～4	80,000	81～100	300,000
5～10	100,000	101～150	330,000
11～15	120,000	151～200	360,000
16～20	140,000	201～300	400,000
21～25	160,000	301～500	450,000
26～30	220,000	501～700	500,000
31～50	250,000	701～1,000	600,000

3. 建退共

従業員数	金額	従業員数	金額
1 名	10,000 円	51～80 名	90,000 円
2～4	20,000	81～100	100,000
5～10	30,000	101～150	110,000
11～15	40,000	151～200	120,000
16～20	50,000	201～300	130,000
21～25	60,000	301～500	150,000
26～30	70,000	501～700	180,000
31～50	80,000	701～1,000	200,000

別表4 (第11条関係・員外委託)

従業員数	金額					
	労1+社+退	労1+社	労2+社+退	労2+社	労2+退	社+退
1 人	70,000 円	60,000 円	90,000 円	80,000 円	50,000 円	50,000 円
2～4	130,000	110,000	160,000	140,000	80,000	100,000
5～10	170,000	140,000	210,000	180,000	110,000	130,000
11～15	230,000	170,000	260,000	220,000	140,000	160,000
16～20	250,000	200,000	310,000	260,000	170,000	190,000
21～25	290,000	230,000	360,000	300,000	200,000	220,000
26～30	370,000	300,000	450,000	380,000	230,000	290,000
31～50	420,000	340,000	510,000	420,000	260,000	330,000
51～80	460,000	370,000	560,000	460,000	290,000	360,000
81～100	510,000	410,000	620,000	510,000	320,000	400,000
101～150	560,000	450,000	680,000	560,000	350,000	440,000
151～200	610,000	490,000	740,000	610,000	380,000	480,000

201~300	670,000	540,000	810,000	670,000	410,000	530,000
301~500	750,000	600,000	900,000	750,000	450,000	600,000
501~700	800,000	650,000	1,000,000	820,000	500,000	700,000
701~1,000	900,000	700,000	1,100,000	900,000	600,000	850,000

別表5（第13条関係）

1. 労務管理手続手数料	組合員	員外
(1) 就業規則作成（総合）	150,000円	300,000円
(2) 就業規則の変更	協議	5割増
（原則として印字枚数を基準として難易度による）		
(3) 賃金、退職金、旅費等諸規程	各30,000円	各50,000円
(4) 安全、衛生管理等諸規程	各40,000円	各80,000円
ただし、これらは一般的なものであるため、特別に考案を要するものについては、別途協議する。		
2. 労働者派遣法の手続手数料		
(1) 一般労働者派遣事業許可申請	100,000円	200,000円
(2) 特定労働者派遣事業届	50,000円	80,000円
(3) その他の申請、報告、変更届	20,000円	50,000円
3. 融資手続手数料（労働福祉事業団、雇用促進事業団、年金福祉事業団、中小企業退職金共済法その他の労働、社会保険諸法令に基づくもの）		
基本料金50,000円に融資額の0.3%を加算した額		
制度資金借入手続手数料 借入額の0.5%		
4. 助成金等手続手数料（雇用保険3事業、その他労働、社会保険法令に基づく各種の助成金、報奨金、給付金等）		
申請、請求毎に金額が		
100万円未満のもの	30,000円	50,000円
100万円を超え200万円	50,000円	80,000円
200万円を超え300万円	80,000円	100,000円
300万円を超え500万円	100,000円	150,000円
500万円を超え1,000万円	200,000円	300,000円
1,000万円を超えるもの	別途協議	別途協議
金額について申請時は仮算定の額とする。		
5. 労働、社会保険諸法令及び行政不服審査法に基づく不服申立		
(1) 審査請求	50,000円	80,000円
(2) 異議申立	50,000円	80,000円
(3) 再審査請求	80,000円	150,000円
6. 人事、労務管理手数料（員外の場合は5割増）		

項 目	指導、相談	企画、立案	運用、指導
1. 雇用管理	20,000円	100,000円	20,000円
2. 人事管理	20,000	200,000	20,000
3. 教育訓練	20,000	100,000	20,000
4. 賃金管理	20,000	200,000	20,000
5. 労働時間管理	20,000	100,000	20,000
6. 安全衛生管理	20,000	200,000	20,000
7. 人間関係管理	20,000	200,000	20,000
8. 企業福祉	20,000	100,000	20,000
9. 労務計画	20,000	100,000	20,000
10. 労務監査	20,000	100,000	50,000
11. 労使関係管理	20,000	200,000	20,000

(注) この表は従業員数30名規模を想定して定め、30名以下、30名以上については依頼者と協議して決定する。

7. 事務手続きの伴わない相談については、依頼者と協議の上決定する。

8. 手続代行については、依頼者と協議の上決定する。

9. その他の手数料

その他の各種書類の作成、手続に対する手数料の額は、必要に応じて理事会で決める。

別表6 (第15条関係・一般書類作成届出の手数料)

		組合員	員外
1. 建設業許可申請	(新規法人)	80,000	120,000
〃	(新規個人)	70,000	90,000
〃	(更新法人)	50,000	70,000
〃	(更新個人)	40,000	60,000
11条変更	(法人)	40,000	60,000
〃	(個人)	30,000	50,000
その他の変更届	1枚	7,000	10,000
2. 建設業経営状況分析申請			
(法人決算、工事経歴の修正が必要なもの)		40,000	50,000
(法人決算、工事経歴の修正の必要ないもの)		30,000	40,000
(個人決算、工事経歴の修正が必要なもの)		30,000	40,000
(個人決算、工事経歴の修正の必要ないもの)		20,000	30,000

3. 建設業経営審査申請 (法人)	40,000	60,000
"                    (個人)	30,000	50,000
4. 建設業入札参加資格申請 (法人、個人共)	30,000	50,000
5. 産業廃棄物収集運搬許可申請書作成	80,000	120,000
産業廃棄物収集運搬許可更新書作成	50,000	80,000
"                    変更(追加)	50,000	80,000
"                    変更	20,000	30,000
"                    実績報告書	マニフェスト枚数による	
6. 宅地建物取引業者免許申請 (新規)	80,000	120,000
"                    (更新)	50,000	80,000
"                    (変更届)	20,000	20,000
7. 建築士事務所登録申請 (新規)	50,000	70,000
"                    (更新)	40,000	60,000
"                    変更届	20,000	30,000
"                    報告書	30,000	40,000
8. 登録電気工事業者 (登録申請)	30,000	50,000
9. 運送事業報告書	20,000	30,000

(注)その他のものについては、上記に準ずる他、必要により理事会で別途定める。

別表7 (第17条関係・賃金計算手数料)

		A	B	
賃 金 計 算	プログラム料 (初回のみ)	30,000円	30,000円	
	基本マスター 作成料	新規登録1人当たり	1,000円	2,000円
		変更登録1人当たり	300円	500円
	月例処理料	対象人員20名以下1人当たり	500円	700円
		" 20 ~ 30名	15,000円	20,000円
		" 31 ~ 50名	20,000円	30,000円
		" 51 ~ 100名	30,000円	50,000円
" 101 ~ 150名	45,000円	70,000円		

		〃 151 ～ 200名	70,000円	90,000円
		〃 201 ～ 300名	90,000円	110,000円
		〃 301 ～ 500名	120,000円	140,000円
		〃 501 ～ 700名	150,000円	180,000円
		〃 701 ～1,000名	180,000円	210,000円
年調	処 理 料	1人当たり	1,000円	2,000円
賞与	処 理 料	1人当たり	500円	600円
各種	プログラム料 (初回のみ)		10,000円	10,000円
統計	処理料 1表当たり		5,000円	5,000円

(注) (1) Aはデータの加工の必要のないもの、Bはデータの加工の必要のあるもの

(2) 用紙代は別途請求

#### 別表8 経理計算手数料

##### 経理計算

##### (1) 月例計算

売 上 高	法人・個人
～ 1,000万円 未満	10,000円
1,000万円 ～ 1,500万円 未満	13,000円
1,500万円 ～ 2,000万円 未満	16,000円
2,000万円 ～ 3,000万円 未満	18,000円
3,000万円 ～ 5,000万円 未満	21,000円
5,000万円 ～ 7,000万円 未満	24,000円
7,000万円 ～ 1億円 未満	27,000円
1億円 ～ 2億円 未満	30,000円
2億円 ～ 3億円 未満	33,000円
3億円 ～ 4億円 未満	38,000円
4億円 ～ 5億円 未満	45,000円

※消費税別

(ロ) 決算

売上高	個人	簡易課税	原則課税
～ 1,000万円 未満	30,000円	—	—
1,000万円 ～ 2,000万円 未満	50,000円	30,000円	50,000円
2,000万円 ～ 3,000万円 未満	70,000円		
3,000万円 ～ 5,000万円 未満	100,000円		
5,000万円 ～ 1億円 未満	120,000円	—	
1億円 ～ 2億円 未満	150,000円		

※消費税別